



平成 28 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー マ ン ウ ェ ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 秀 則
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 戦 略 本 部 本 部 長 安 部 浩 司
(TEL.03-6667-6606)

一部店舗の営業停止に関するお詫びとお知らせ

当社の「シュリンプ&オイスターハウス」(東京都豊島区)において、平成 28 年 1 月 19 日に飲食されたお客様 10 名の方々に食中毒症状がみられました。

お客様の安全を第一と考え、自主的に当該店舗の営業を自粛しておりましたが、豊島区池袋保健所の検査ならびに自主検査の結果、お客様ならびに当社の従業員からノロウイルスが検出されたことにより、同店舗で感染されたものと判断され、平成 28 年 2 月 3 日付にて、当該店舗に対して 5 日間(平成 28 年 2 月 3 日～平成 28 年 2 月 7 日)の営業停止を命じられました。

牡蠣からのノロウイルス検出はございませんでしたが、当社の従業員にノロウイルスの健康保菌者【注】がおり、業務に従事していたことが食中毒の原因になったと考えられます。

発症されたお客様には、多大な苦痛とご迷惑をお掛けし、また、多くの関係者にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このたびの事態を厳粛に受け止め、従業員の衛生管理体制を再強化し、健康管理を徹底すると共に、再発の防止に最善を尽くしてまいり所存でございます。また、当該店舗以外の当社グループが運営する店舗全てにおいても従業員の衛生管理体制を再強化し、今後の再発防止とお客様への一層のサービス向上に努めてまいります。

なお、本件の業績に与える影響は現在精査中ではありますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせ致します。

【注】健康保菌者とは、対象となる菌を保有しているが、菌による症状を発症していない者を言います。

以 上